

鈴鹿市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月24日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第1号

鈴鹿市監査委員条例の一部を改正する条例

鈴鹿市監査委員条例（昭和39年鈴鹿市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第7条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項若しくは第235条の2第2項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第7条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項若しくは第235条の2第2項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。